

◇会員情報宅配便 申込事業所の方へ【必ずご確認ください】

会報誌の発送が、一部メール便での送付となるため、信書の取り扱いが出来ません。

「信書」とは、

「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に規定されています。

信書に該当する文書

■書状

■請求書の類

【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、◇レセプト(診療報酬明細書等)、◇推薦書、◇注文書、◇年金に関する通知

■ダイレクトメール

◇文書自体に受取人が記載されている文書

◇商品の購入等利用関係、契約関係等

特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

【下記の文言は信書として判断されました】

- ・「藤枝商工会議所会員の皆様へ」
- ・「会員限定」
- ・「会員へセールのご案内」
- ・「〇〇管理担当者へご案内」
- ・「〇〇様ご購入いただきありがとうございます」
- ・「お誕生日おめでとうございます」 など

このように受取人が特定されていて、かつ差出人の意思や事実を伝える文書は信書に該当すると判断されます。

封入していただくチラシが「信書」と判断された場合には、発送が出来なくなる場合がございますので、チラシ印刷前に必ず商工会議所に事前確認をお願いいたします。

※発送業者経由で信書確認をおこなうため、お返事には 2.3 日いただくことがあります。そのため申込とチラシ作製にはお時間に余裕をもってご対応いただきますよう、お願い申し上げます。